

初診料加算額・再診料加算額 改定のお知らせ

厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、当院では令和4年度10月1日より初診料加算額と再診料加算額の改定を行います。

	令和4年9月まで	令和4年10月1日以降
初診料加算額	医科 5,500円 歯科 3,300円 (税込)	医科・歯科とも 7,700円 (税込)
再診料加算額	医科 2,750円 歯科 1,650円 (税込)	医科・歯科とも 3,300円 (税込)



初診料加算額

地域の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者さんに、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。**複数科受診の場合は診療科ごとに紹介状が必要となります。また、当院通院中に患者さんのご希望で他の診療科にかかる場合においても、紹介状をお持ちでないときはご負担いただきます。**

再診料加算額

症状が安定し、医師より地域の医療機関へ紹介する旨の説明を受けたが、当院での継続受診を希望された患者さんに対して、通常の診療費とは別に受診の度にご負担いただく費用です。

徴収の対象とならない方

- ・地域の医療機関の紹介状をお持ちの方（接骨院・整骨院を除く）
- ・救急車で来院された方（緊急な診療を必要とされる方）
- ・当日緊急入院された方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・特定の障害、疾病等による各種公費負担医療制度の受給対象の方
- ・当院のほかの診療科から紹介されて受診する方 など

当院を受診される際には、かかりつけ医等からの**紹介状**をお持ちください。

※ 子ども医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの場合でも、初診料加算額または再診料加算額の費用をご負担いただきます。